

人身取引被害者の帰国後のエンパワーメント 支援アプローチ

—— タイの当事者組織の活動分析から ——

齋藤百合子

要 旨

人身取引被害者が帰国後どのような課題に直面し、どのように生活を再建しているのか——という社会的統合に関する研究は多くない。本稿は、国境を越えて人身取引された経験をもつ当事者が中心となって設立されたタイとネパールの当事者自助グループの「タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM)」の活動を「シャクティ・サムハ (SS)」の活動と比較検討しながら、とくに人身取引被害者の帰国後の課題について分析する。そして従来提唱されている、非当事者から被害者を客体化して見る「被害者中心の支援アプローチ 3R (救済、リハビリテーション、再統合)」ではなく、当事者が主体とする新たな支援アプローチ (ふりかえり・敬意、生活再建、関係性の変化) によるエンパワーメントを提唱する。

キーワード：人身取引、被害者支援、当事者組織、エンパワーメント、SEPOM、タイ

1. はじめに

人身取引課題は、2000年に国連が「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人 (特に女性及び児童) の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書 (略称国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」(以下、人身取引議定書)¹⁾ を採択してから急速に国際的かつ高度な政治課題および開発課題として取り扱われるようになってきた。人身取引を廃絶していくための取組みは、3つのPが頭文字につく言葉 (訴追 Prosecution、被害者の保護 Protection、防止 Prevention) で端的に表されている。近年はパートナーシップ Partnership²⁾ や政策 Policy³⁾ を入れて、4Pを骨子と考える機関もある。しかし、3Pアプローチは摘発に重点を置いている (prosecution-oriented) との批判から、被害者支援を中心とする3Rアプローチ (救出 Rescue、被害回復 Rehabilitation、再統合 Reintegration) が提唱されるようになった。3Rとは、人身

取引の拘束から「救出 Rescue」し、そこで受けた心身のダメージを「リハビリテーション Rehabilitation」し、被害者が所属する (社会) で生活再建を果たして「再統合 Reintegration」させることを指す。3Rアプローチとは、3Rを基本とした人身取引被害者中心の人身取引対策をいう。しかし、3Rはどれも被害者個人の変容もしくは回復を期待した支援を表す用語であり、社会関係の変容を迫るものではない。

人身取引の被害に遭った人々は、先行調査研究によれば、被害に遭う前の段階で、文化的慣習による女子への過大な期待、ジェンダー格差、地域・社会格差、教育や就労など機会の不均等、貧困 (相対的貧困)、社会福祉やセーフティネットの未整備など、社会的、文化的、経済的な格差の中で周縁的な位置に置かれていた [IOM 1999:27-33、SEPOM 2004:25、SEPOM 2001:23-24、HRW 1995:6-9、AATWIN 2004:3-4]。したがって人身取引による管理拘束から救出し、帰国を果たしたとしても、出身国や地域の社会環境や社会関係が変革しない限り、社会の中で脆弱な立場に置かれる

人々が人身取引の対象とされる危険性は残存する。

人身取引廃絶に向けた3P対策は、犯罪としての人身取引を厳しく取り締まる「摘発」、また犯罪被害者個人の救済と保護と帰国後の個人的支援を講じる「保護」、出入国管理を強化したり、一般社会に向けた人身取引の啓発を行う「防止」など、これらをさらに強化・充実化することが求められている。しかし真摯に人身取引廃絶を求めるならば、それだけでなく、元人身取引被害者のエンパワーメントを支援し、元被害に遭った当事者の声を取り入れる人身取引の「防止」対策や人身取引の被害者となりうるリスクの高い人々の脆弱性の除去に向けた3Rをさらに深化させた対策が必要なのではないだろうか。

本稿は、被害者中心の人身取引対策の3Rは、被害者中心としながらも、支援者や支援機関からのまなざしで被害者を見る、他者化した見方であり、被害者もしくは元被害者の当事者のまなざし＝視点からかけ離れているのではないかと、との問いから、日本で人身取引に遭った女性たちが中心となって2001年にタイ国チェンライ県で設立されたタイ-日移住女性ネットワーク Self Empowerment Program of Migrant Women (以下、SEPOM) という当事者組織を取りあげることによって、より当事者のリアリティに近づいた、具体的な人身取引対策、とくに帰国後の支援を考察するものである。

なお、本稿はとくに日本とタイの間の人身取引に関する考察を行うため、主要分析はSEPOMであるが、1996年にネパールに設立された、インドで人身取引被害にあった当事者による組織シャクティ・サムハ Shakti Samuha (以下、SS) を加えて事例分析を行う。その理由は「当事者が言うこと、行うことはすべて正しい」という当事者至上主義に陥ることを防ぎ、SEPOMの活動を事例としてより客観的に分析するためである。さらにSSの活動事例からも、帰国後の元被害者支援に寄与することが可能な側面を導き出さざるのではないかと考えたからである。

本稿におけるエンパワーメントの定義は、「外的抑圧および内的抑圧によってスティグマを追って無力化されたが本来潜在的にもっている力を取り戻すことで、主体性と他者との関係性を回復し、個人レベルおよび社会レベルの変化をもたらすこと」[齋藤 2004:54] とする。また、分析の基となるエンパワーメントを達成するための構成要素は基本的に佐藤の分析に依拠し、

①当事者の気づきと主体性形成、②能力開発、③関係性の変化・支援的環境整備とする [佐藤 2005:9]。本稿の③の関係性の変化分析には、ミクロ (個人・家族)、メゾ (中間組織、地域社会、地方行政レベル)、マクロ (政策、国際社会のイニシアティブ) 3層の変数を加えてそれぞれのレベルで分析する。そして、帰国後の元人身取引被害者支援には当事者と非当事者相互のエンパワーメントを構成する新たな3R、すなわち①被害当事者が自己の経験を振り返り自己尊厳 (セルフエスティーム) を取り戻す/非当事者は当事者の尊厳を尊重する Respect もしくは Reflection、②能力を開発促進し、生活再建を果たす/非当事者は生活再建を支援する Rebuild lives、③関係性を変化することにより持続発展可能な生活を築く/非当事者は関係性の変化を受容し支援的環境整備をする Reform relationship が重要であるとの結論を導きだす。

ここで、本稿における筆者の立場を述べる。筆者はSEPOMのアドバイザーを設立時から現在に至るまで務めている。SEPOMが設立される契機となった国際移住機関 (以下、IOM) バンコク事務所の“Follow-up Research on Women with Experience of Working in Japan” 調査⁴⁾ (以下、IOM調査) コンサルタントとして関わったことがきっかけである。しかし、本稿執筆においては、SEPOMに関与者としてではなく、SEPOMが公開している資料からSEPOMを事例として取り上げるものである。

また、SEPOMは、女性の人身取引に反対する目的で、バンコクに本部を置いて国際的ネットワークを展開している Global Alliance Against Trafficking in Women (以下、GAATW) のメンバーでもある。同じくGAATWのメンバーで、GAATW支援のもとで、相互に交流している。SEPOMの報告書には、SEPOMメンバー複数名がネパールのSSを訪問し、組織や活動内容について示唆に富んだ活動見学を行ったことが記されている。今回の分析のための資料はSSのホームページにある情報と購入したSSが発行した文献⁵⁾ からのものである。

2. 先行研究の知見と本研究の位置

2.1. 人身取引対策の批判的検討

2000年に国連が「国際的な組織犯罪の防止に関する

国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を採択する以前は、日本における人身売買研究は牧の『人身売買』に代表されるように、日本の歴史のなかに散見される人身売買事象に関する研究〔牧 1971〕か、日本から外国に人身売買されていた「からゆきさん」に関する研究〔倉橋 2000〕や随筆などが中心だった〔森崎 1976〕。1980年代以降の、東南アジア諸国から日本への人身売買被害が増えた以降の研究は、日本で人身売買されたタイ人女性に関するヒューマン・ライツ・ウォッチの調査報告書〔HRW 2000〕など「おもにジャーナリズムや移住女性の支援の現場からの問題提起を目的として書かれたものが多かった」〔稲葉 2005: 1〕。

しかし、2000年人身取引議定書が採択され、各国が批准のための調整を行うようになった頃から人身取引対策の国際的な関心が高まり、とくに英文での資料は国連機関や国際機関や国際 NGO を中心に手引き書、調査報告書、研究論文など百花繚乱である。

こうした国際社会の流れを受けて日本政府も2004年12月に人身取引対策行動計画を発表し、加害者の訴追や被害者の保護、国際協力などの指針を定めた。日本政府の人身取引対策に対し、民間ネットワーク組織である人身売買禁止ネットワーク（以下、JNATIP）は実証的な調査により、人身取引被害者支援においてこれまでの民間の役割が減少して公的機関の役割が増したにも関わらず、人身取引を禁止し、被害者保護の根拠となる包括的な人身取引被害者保護法などの法的根拠が欠如していること、人身取引被害者の背景や習慣など多文化や異文化に配慮した対応に関して十分な研修や理解が不足していることを指摘した。そのうえで被害者の言語保障や医療支援の不備、そして被害者の意志が軽視された対策であると批判した〔JNATIP 2007:53-55〕。

2000年以前の人身取引対策は、資金事情が常に厳しいながらも被害者に寄り添った主に NGO など民間団体による丁寧な保護や支援中心ではなくなり、2000年以降の人身取引課題は現場とは離れた国際組織犯罪対策の重要なアジェンダとして、国際社会の中の高度な政治的な課題となっていることを Piper も批判している〔Piper 2005:202〕。

さらに、GAATW も2007年に出版した著書『Collateral Damage（二次被害）』の中でも、2000年の人身取

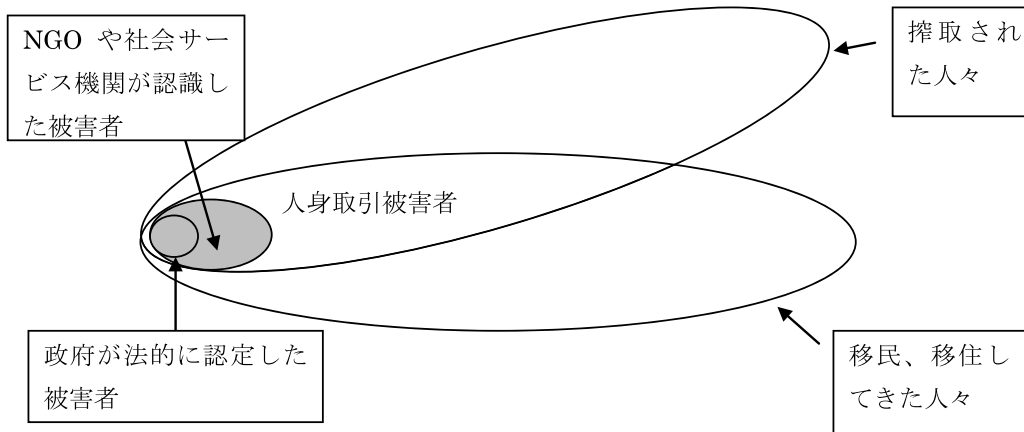
引議定書採択以来の国際機関や各国政府、そして NGO までもが、被害者の「人権」に配慮しているとしながらも当事者のリアリティから遊離したところで、プロジェクト遂行のために巨額の資金が動いており、当事者は恩恵を受けないどころか、自由な移動の規制など二次被害を受けているのではないかと2000年以降進められてきた国際社会や各国の人身取引対策を、自己批判も含めて厳しく批判している〔GAATW 2007:viii〕。

2.2. 人身取引被害者認知に関する課題

人身取引に関する先行研究において、重要な議論が展開されているのは、被害者の認知をめぐるテーマである。米田は、人身取引禁止議定書が人身取引の定義第3条(a)における行為を挙げ、「搾取の目的をもって、勧誘および移送の手段を用いて授受し搾取する一連の行為であり、第3条(b)で事前に搾取されることがわかっていたとしても仕事の内容や架空の借金返済条件に偽りや悪い条件を引き受けざるをえない状況におかれて強制が発生すれば、それは人身取引と定義される」と解釈している〔米田 2004:77〕。

しかし、人身取引という2000年以降の造語を使用する場合、潜在的に人身取引被害者とは「現在もしくは近い過去に被害を受けていた人」と限定されたニュアンスがあり、過去の被害者は排除される傾向にある。どのような要件を満たせば人身取引被害者と認知され、必要な支援を受けることができるのかについては、IOMの「人身取引被害者支援のためのIOMハンドブック」の第2章で「人身取引被害者の認定作業（要件審査）」でも過去の被害者についての直接的な言及はなく、「要件審査プロセスは完璧なものでない」と限界も示している〔IOM 2009:18〕。しかし「支援委託されてきた被害者が、支援提供団体に紹介されてくる直前までどこで搾取されていたかは、常に重要な指標のひとつである」とし、「それは常に人身取引が行われていたことをうかがわせる強力な指標となろう」とあり、対象とする被害者は「直前まで人身取引要件に相当する搾取があった人」と暗に示している〔IOM 2009:29〕。一方で、IOMの研究誌『International Migration 特別号』（2005年）では、人身取引被害者の認定など人身取引に関する調査研究手法の再検討を特集している。その中のTyldum & Brunovskis論文は、これまで不可視化されていた潜在的な被害者の存在を、これまで軽視

図1 潜在化した人身取引被害者と人身取引被害者



出所) Tyldum & Brunovskis 2005より、齋藤百合子が翻訳

してきた調査研究での認定手法とともに批判的に検討し、過去・現在の不可視状態・潜在的被害者の存在を視野に入れた対策を提唱している [Tyldum & Brunovskis 2005:17]。

2.3. 被害当事者のリアリティ：エージェンシーとしての日本への移住労働

先行調査研究⁶⁾では、被害に遭った女性たちが「困窮や貧困状態に陥った家族を助けるため」や「家族や親の将来のよりよい生活 (well-being) を実現させる」など自分自身の利益ではなく、親や家族など他者の危機を回避し、福利を向上させる希望や目的をもって国外での移住労働を決意した女性が多いことがわかった [JNATIP/F-GENS 2005:46-48]。

アマルティア・センは、人間は「自分自身の福祉の追求以外の目標や価値を持つことができる」存在であるとし、福祉の追求は自分自身のための行為と、自分以外の他者の福祉追求の行為を区別して、後者をエージェンシーと呼んでいる [セン 1999:85]。本稿で取り上げる、移住労働の過程で人身取引の被害に遭ってしまった女性たちも、自分以外の福祉・福利向上目的で国際移住労働というリスクに飛び込んでいるのでエージェンシーと呼ぶことができるだろう⁷⁾。

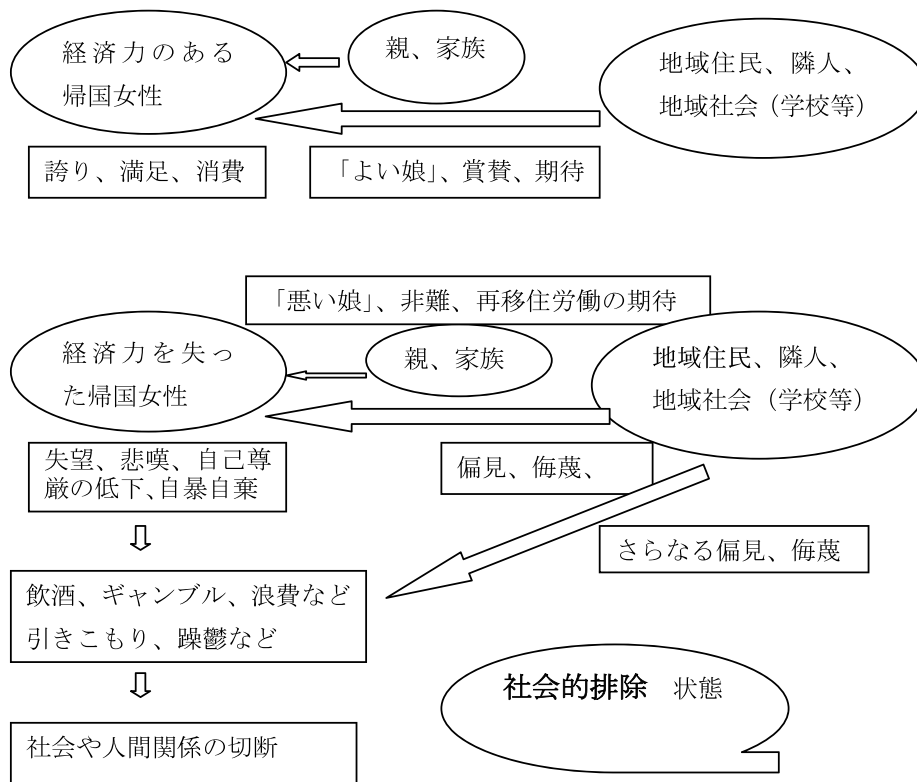
しかし、この場合のエージェンシーは、自らの努力と自身の労働力によって自己と家族の福利を実現するものだと考える、社会福祉や社会保障の概念が希薄だった前近代社会の文化的規範を反映するものでもある。親や家族のために自己犠牲という呪縛のエージェンシー性と公的扶助に依存しない自助努力による困難

の克服への家族や社会の期待は、女性の責任感が強ければ強いほど、女性たちをさらに脆弱な状態に追い込む可能性も否定できない。

実際、移住労働の意志を持って渡航した日本で人身取引被害に遭ってしまったとしても、帰国後は「日本帰り」という事実が出身地域での家族、親族からエージェンシーとしての過大な成果、具体的には経済力を求められる。帰国後、家族のために家を新築したり、家財道具や車を購入できる経済力をつけていると、親や村人は女性たちを「よい娘」だと賞賛する。しかし、経済力が底をついてくると、これまでの仕事が客をとる仕事 (= 売春) であることで偏見に満ちた態度に親も村人も変化する [IOM 1999:71-73]。このエージェンシーの役割を果たせない女性は、それまで精神的支柱としてきた家族に対する精神的な紐帯に亀裂が入り、自己のアイデンティティが揺らぎ、自己尊厳が低下する傾向にある [齋藤 2004:71]。図2は、IOM調査からわかった、経済力を失った時の当事者の疎外感⁸⁾と地域社会の偏見が社会的排除につながることを図式化したものである。

帰国後の元人身取引被害女性たちは外国で同じようなつらい経験をしていたとしても、帰国後に互いに話ができるような場所や機会は、とくに家族や親族が近い距離にいるタイの農村にはなく、SEPOMのような当事者が集う場所が求められていた。

図2 日本から帰国した女性と家族、地域社会との関係



出所) 97-98 IOM 調査結果をもとに齋藤百合子作成

3. 当事者のエンパワメント支援活動：タイの SEPOM とネパールの SS

3.1. SEPOM 調査から見る日本におけるタイ人女性を対象とした人身取引

2002年から2006年までに、元人身取引被害当事者を含むSEPOM調査チームが収集したチェンライ県7郡の帰国女性の第1次調査データを、如田&青山が整理しているが、その中で3郡の有効調査票171名についての分析では171名中144名(84%)が、日本への渡航年が1975年から1993年に集中していた。1994年以降は日本での非正規滞在外国人の摘発と入国が厳しくなったために日本への非正規な移住労働を目指す人が減少したと推察される。

では1975年から1993年まで、日本でのタイ人女性はどのような状態だったのだろうか。

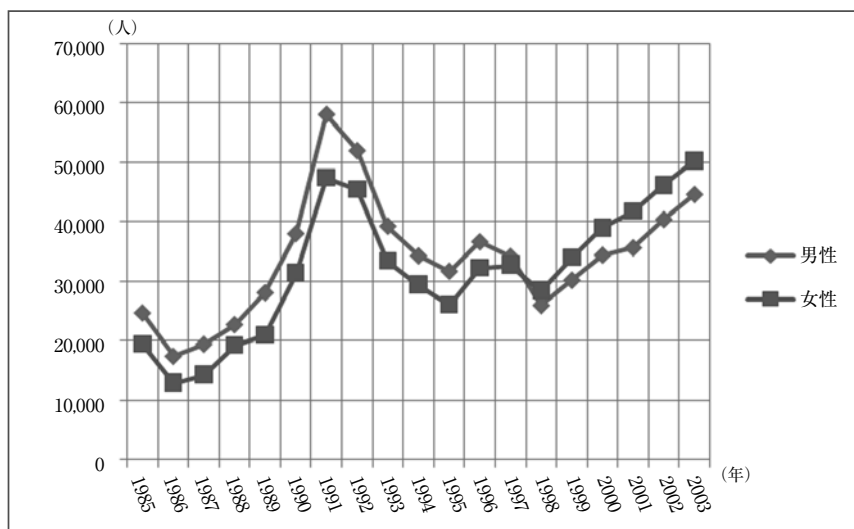
新聞記事では、1975年に100名ほどのタイ人女性が日本に連れてこられ約束が違う仕事を強要されていたという記事が掲載されていた⁹⁾。1970年代は、買春観光旅行に対する批判の裏側で、東南アジアのフィリピ

ンやタイから女性たちを対象とした、買売春を斡旋するスナックやストリップ劇場やソーブランドなどの風俗店に移送する人身売買(人身取引)事象が萌芽した時期だった¹⁰⁾。

1980年代以降は、国籍を問わずに緊急保護を必要とする女性を受け入れる民間シェルター「女性の家HELP」(以下、HELP)と「女性の家サーラ」(以下、サーラ)の報告により、タイ人女性入所が急増したことが報告されている。数年の準備期間¹¹⁾を経て1986年に開所したHELPでは、1988年からはタイ人女性が急増した。開設から1996年までの10年間の入所者総数2493人、うち75%¹²⁾が外国籍で人身売買被害者だったと当時のダイレクターだった東海林はHELP20年史に記している[東海林 2006:106]。

一方、1992年に外国人女性のための緊急一時避難施設を開設した女性の家サーラー(以下、サーラー)は、10年史「女性の家サーラー 10年のあゆみ 外国籍女性への暴力の実態」で、1992年9月の設立時から10年後の2002年9月までの10年間に446人の女性を一時保護し[サーラー 2002:10]、うち人身売買被害に遭った女性183名の国籍はタイ人が171人(93.4%)と圧倒的

グラフ1 タイ国籍者男女別日本入国数



出所) 在留外国人統計

に多いことを報告している¹³⁾。[JNATIP 2005:79]。とくに設立直後の1992年9月から12月までの間に40人、1993年には70人の人身取引被害者がサーラーのシェルターに殺到し、その帰国支援をこなす様子はさながら「帰国支援の野戦病院」のようだったと代表の三木は記している [サーラー 2002:3]。

1990年代前半は、男女ともにタイ人の入国は1980年代後半に比べると急増していた。人身取引で移送されたタイ人女性たちは、日本入国を手配するブローカーによって陸路や海路でシンガポールやマレーシアを経由し、そこでブローカーにシンガポールやマレーシア国籍者の偽造・変造パスポートを持たされて日本に入国することも少なくなかった [サーラー 2002:11、JNATIP/F-GENS 2005:74、HRW 2000:69-74]。グラフ1は再入国者を含むタイ国籍者の男女別日本入国数である。1990年から1992年にかけて男女共、日本入国の第一次ピークで、男性の入国数が女性を上回っているが、この時期の他の国籍者のパスポートを持たされて入国したタイ人女性も少なくないことから、シンガポールもしくはマレーシア国籍者としてカウントされていることもあり、実際数はさらに増えていると推察できる。

1980年代後半から1990年代前半に日本入国のタイ人女性は急増し、その中の多くの女性がスナック等で強制売春や強制的かつ搾取的な労働が課せられていたと見られる。スナックなど現場での中間管理職である「ママ」の国籍は、タイ人、台湾人、シンガポール人

と多国籍化しており、抑圧の強い管理から逃れるために殺人事件¹⁴⁾が発生したと見られる。

3.2. 団体概要と活動内容

表1と表2は、SEPOMとSSの団体概要と活動内容である。人身取引被害当事者の組織という点では共通しているが、以下のような特徴的な相違点もいくつかある。

- ① SEPOMは移住労働の中の人身取引という概念を表現しているが、SSでは人身取引サバイバーと自身を表現し、移住労働の概念は強く見られない。
- ② 女性たちの帰還先が、SEPOMは家族や親族が居住する農村であるのに対し、SSは帰国しても村での偏見が強く帰還できないため家族や親族から離れた都市となる。SSの活動地では、家族や親族、血縁のしがらみから離れたエンパワーメントプログラムがよりしやすくなる利点もある。
- ③ 上位目標と中位目標、そして目的では、SSの方が「権利」、「意識啓発」への言及が多い。それはネパールでは若い女性が外国（インド）から帰国しただけで、どんな仕事をしてきたのか（させられてきたのか）従事した仕事の内容が原因となって女性たちに厳しい偏見のまなざしが向けられるからだと思われる。

一方、SEPOMでは帰国時に帰国女性に経済力があるうちは、表面では差別や偏見は表現しない。そのため、「人身取引」よりも「女性が家族のために自

表1 SEPOMとSSの団体概要

1. 名称	タイ-日移住女性ネットワーク SEPOM	シャクティ・サムハ SS
2. 設立 所在地	2001年 タイ王国チェンライ県チェンライ市 (北部の県の県庁所在地)	1996年 ネパール国カトマンドゥ (首都)
人身取引被害当事者の 呼び名	(日本から帰国した) 女性たち	サバイバー
3-1. 団体の目標 (上位目標)	人身取引被害者がエンパワーされること	人身取引および女性に対する暴力の廃絶
3-2. 中位目標	エンパワーされた女性たちが活動を自主運営して いけること	機会均等、エンパワーメント
4. 目的	①女性は家族のために自己犠牲という価値観を地 域で再考する ②人身売買を防止し、移住労働者のよりよい労働 環境作り ③国内NGO、行政、法律家と日本のNGOなど のネットワーク構築 ④タイ・ジャパニーズ・チルドレン (TJC) 支援 (子の国籍取得支援)	①人身取引サバイバーの人権尊重 ②人身取引サバイバーの経済的、精神的なサポート ③自己尊重しながら地域でサバイバーが生活できる ような意識啓発 ④人身取引の危険を認識し、サバイバーへの態度の 変容のための意識啓発 ⑤権利と尊厳と自由のある生活ができるようサバイ バーの組織化をはかる
5. 対象者	日本に移住の過程で人身取引被害経験があるチェ ンライ県内の女性およびその子ども	人身取引サバイバーおよびスラムやカーペット工場 で働くリスクの高い女性と子ども、思春期の少女
6. 情報公開・広報	寄付者など限定された人に報告書等を送付。Web 公開なし。 ニューズレター発行、年間報告書あり。	Webあり。情報公開している。 独自のビデオ制作 調査協力した研究の出版 被害者支援マニュアルの作成
7. 財源	寄付、助成金 (国内政府、外国助成機関など)、 古着販売など	寄付、助成金 (国外NGO)、事業 (文房具店) 収入
8. 公的な団体登録	している	している
9. 組織構成	不明確 (非公開)	明確 (web上では)

出所) SEPOM [2004]、シャクティ・サムハAnnual Report [2004] より、齋藤百合子作成

表2 SEPOMとSSの活動内容

1. 活動内容 気づきや主体性形成を 促すもの	①セルフ・ヘルプ・グループづくり ②スタッフに必要なトレーニング (カウンセリング) ③事務局マネジメント	①トレーニング (キャパシティビルディング、リーダーシップ) ②組織、事務局マネジメント ③インターアクションプログラム (メンバー間互いに話す)
2-1. 活動内容 能力開発 (SEPOMと SSメンバーが被益す るもの)	①当事者参加型アクションリサーチ実施 ②職業支援 (職業見学、実習) ③演劇手法による表現を学ぶ →ワークショップ等で表現	①トレーニング (マネジメント、コンピュータ、人 身取引、DV、女性の健康、カウンセリング) ②職業技術支援 (美容師、電気修理、事務職) ③ビデオ撮影、編集技術→ビデオを作成→社会啓発活 動に有益 ④収入向上事業 (文房具店)
2-2. 活動内容 能力開発 (SEPOMと SSメンバー以外の人 が被益するもの)	①アクションプランによる活動紹介 ②一時宿泊サービス (非シェルター) ③HIV/AIDS基金、家庭訪問 ④フォローアップ ⑤職業支援 (職業見学、実習) ⑥貯蓄、融資事業 ⑦TJC支援 (奨学金、国籍、日本語学習など)	①思春期少女対象プログラム ②シェルター運営 ④融資 (ヤギ飼育、小売店、美容室) ⑤職業技術支援 (美容師、電気修理、事務職) ⑥HIV/AIDS当事者グループ
3. 活動内容 (3) 関係性の変化・支援的 環境づくり	①法的支援 (子の国籍取得) ②ネットワーキング (国内外)	①総会の開催、宣言の採択・発信 ②アドボカシー、ロビー活動 ③ネットワーキング (国内、国外)

出所) SEPOM [2004]、シャクティ・サムハAnnual Report [2004] より、齋藤百合子作成

己犠牲を払うのは当たり前」など、とくに農村地域における女性に対する考え方の再考を求めること、「よりよい移住労働環境づくり」の他、女性たちの子どもに対する支援も活動目的としている。

④組織は、Webで見える限りSSが、代表と執行部とそれ以外の人々の構造を明記し、財源、Webでの情報発信など、基本的な情報が公開されていた。一方、SEPOMは公式HPを開設していないため、組織に関する情報はWebでは公開されていない。公式HP開設は、今後改善が望まれる箇所だろう。

3.3. 活動内容比較

活動内容は、それぞれの組織の呼び名や紹介方法によって分類の仕方などが違うため、本章では原則的に佐藤の「エンパワーメントの3要素と外部者の働きかけ」概念による分類に沿って分類、整理した(図3)。佐藤によるエンパワーメントの3要素とは、以下である。とくに②と③が相互に作用しあいながら、エンパワーメントが達成されることを図式化している。

- ①当事者の「気づき、主体的意欲」(心理的变化)
- ②外部者(ドナー、政策当局者)の機会付与による当事者の「能力開発/能力開花」
- ③関係性の変化/能力を活用する場(「得られた/付与された」能力は、社会的制約があるためにそれだけでは十分に機能するとは限らないので、外部者はこの能力を発揮しやすいような社会環境づくりを働きかける) [佐藤 2005:8-9]

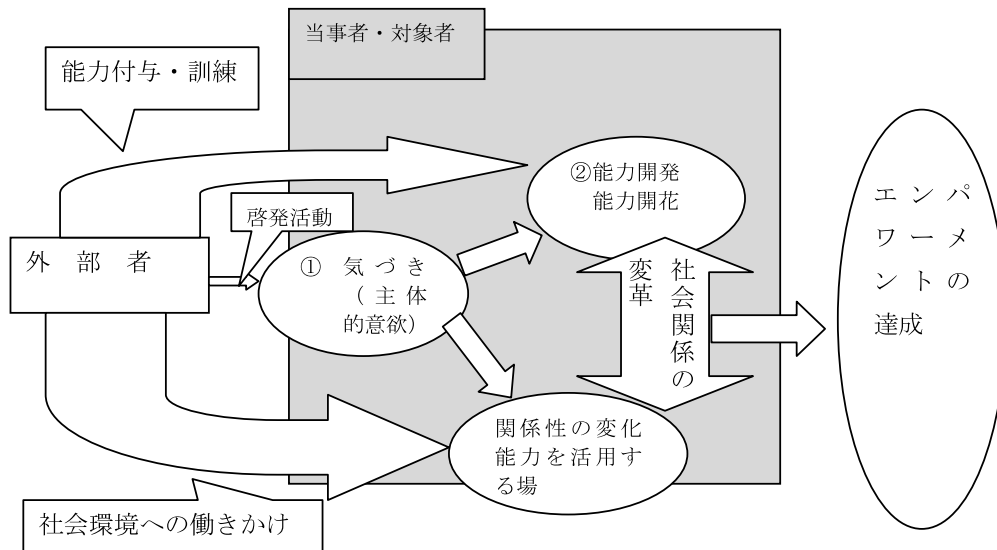
佐藤の分類により②の外部者は、(政府)開発援助者という外部者によるエンパワーメントプログラムへの介入を想定していると推察される。しかし、当事者組織でのエンパワーメントプログラムは、自ら立案してプログラムをこなしながら、自らが外部者となって対象者に働きかけていく必要がある。また、変革(変化)が予想される社会関係は、ミクロの場面では当事者やその家族、メゾの場面では学校、地域社会、市場など、マクロでは政策を担う政府機関や国際機関、国連機関が外部者となってエンパワーメントプロジェクトに介入することもある。現実には、当事者をめぐる外部者や社会関係を構成する人々は、図3は、図4のように入れ子のように重層的かつ流動的な動きをしている。

なお、図3では佐藤の「エンパワーメントの3要素」に加えて、当事者が対象者に対して外部者的な役割を果たすこともあるので、「能力開発」の項目には、当事者であるSEPOMとSSメンバーが直接被益するものと、当事者組織が外部者となって働きかけるものに分けた。

3.3.1 活動内容の比較分析

SEPOMとSSの活動に共通点が見られるのは次の4点である。1) サポート職業見学や融資事業を通して技術的、資金的な職業支援をしている点である(農業主導型のSEPOM¹⁵⁾と小売り・美容室などの店舗経

図3 エンパワーメントの3要素と外部者の働きかけ



出所) 佐藤寛 [2005:9] より

営型のSSと、職業に相違はあるが)。そのほか、2) 活動対象者や外部者に活動内容を表現するオルタナティブな手段を活用している (SEPOMは演劇手法、SSはビデオ撮影・編集による)。また、3) HIV/AIDSに感染した女性もいることから、HIV/AIDS関連の支援もされている (SEPOMは家庭訪問やHIV/AIDS基金¹⁶⁾による経済的支援を行い、SSはHIV/AIDSの当事者自助グループを組織した)。4) 一時宿泊施設がある (ただしSEPOMが「一時宿泊施設」¹⁷⁾と呼んでいる施設は、シェルター機能をもたない。一方SSではこれまで当事者たちがシェルターに入所しているときに窮屈な思いをしていたため、気持ちよく休むことができ、次の生活について思いを馳せることができる当事者が望んだシェルターとなっている)。

3.3.2 活動の相違点

次にSEPOMとSSの活動の相違点をあげる。

① SEPOMの特徴的なプログラム

まずSEPOMの特徴的なプログラムは、1) セルフ・ヘルプ・グループ (チェンライ県内7郡)、2) 当事者が参加する参加型アクションリサーチの実施、3) TJC活動¹⁸⁾ (子の国籍取得支援、日本語学習機会の提供、奨学金付与) 4) タイー日ワークショップの開催、などである。これらの活動は、当事者とその家族にも被益すると同時に、SEPOMから対象者に向けて支援を行う際に被益層が対象者にも広がる。

セルフ・ヘルプ・グループは、SEPOMスタッフ間、メンバー間での居場所となり、互いに助け合えるようなグループを期待してプログラムの育成を図ろうとしたが、スタッフが忙しく、なかなか前に進めることができないプログラムだった。しかし、2007年から約1年半、国際労働機構 (ILO) の資金助成およびマネジメントや法律の支援などがあり、セルフ・ヘルプ・グループの起業支援等に役立った。結果、80名の女性 (および80世帯) と65人のTJCがこのプログラムによって被益した。支援内容は多岐にわたっている。たとえば、マイクロクレジット (小規模融資) によって畜産、漁業、農業、リサイクルなど小規模事業の起業支援としたり、女性の健康や法律、法的アドバイス、政府機関を含む他機関との関係強化¹⁹⁾ などである。なおこのプロジェクトは2009年2月に終了した。

TJC支援で特徴的だったのは、とくに日本で出産

した女兒を連れて日本からタイに帰国したDさんが娘Yさんのタイ国籍取得の手続きをとる過程だった。SEPOMや弁護士、他の機関や新聞記者、日本のNGOなど、さまざまな人が関与した。同時に、行政側が書類を紛失したり、麻薬などの犯罪歴の尋問を行う、賄賂を要求するなど日本から帰国した女性Dさんに対して誠意ある対応が見られなかった。メゾレベルで、行政の当事者を見るまなごしに、相手を尊敬、尊重する態度の改善が望まれるところである。Yさんの国籍取得のケースを、ミクロ、メゾ、マクロに見て図式化したのが図4、5である [SEPOM 2004:11-13]。

また、SEPOMは、日本とタイの間の人身取引問題および移住問題を扱うことから、日本の団体との連携は欠かせない。そのため2001年と2003年にSEPOMは2回 (2001年、2003年) の「タイー日ワークショップ」をそれぞれ1泊2日で開催した。SEPOM設立記念でもある第1回のテーマは「エンパワメントを目指して」 (2001年11月24~25日) とし、第2回は「家族の幸せと女と男の役割」 (2003年3月) だった [SEPOM 2004:24-25]。

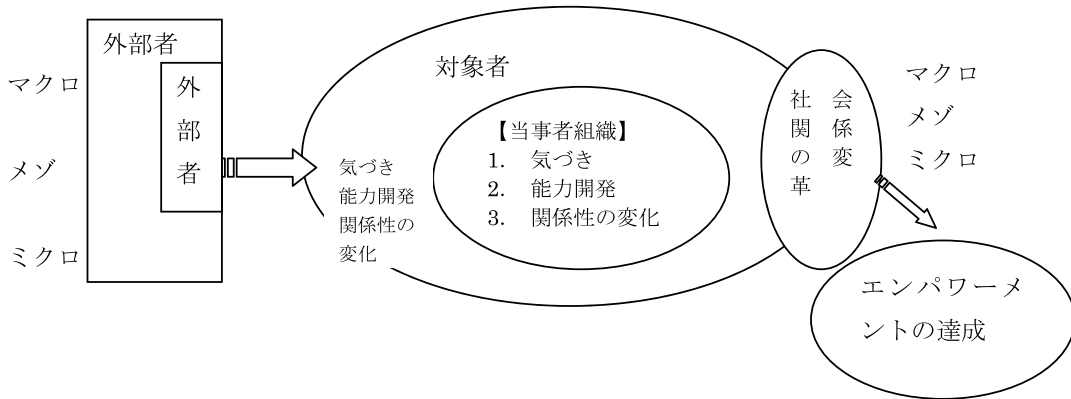
日本から帰国したワークショップの参加女性は、「自分の話を真剣に聞いてくれる人がいる、私は社会にとってまだ価値ある存在なのだと感じる事ができた」、「他の女性の話を聞くことで視野が広がる、そして自分だけではないと感じることで他の人を支援できるようになる。他の人を助けることが自分の救いにもなる。今までこんな機会があるとは考えたことがなかった」と感想を連ねていた [SEPOM 2004:24-26]。こうした活動を通して、自身の能力や価値に気づき、主体性が形成されていくと思われる。

② SSの特徴的なプログラム

SSはSEPOMのように多岐にわたった数多くのプログラムを展開しない。特徴的なプログラムは、1) インターアクションプログラム、2) 思春期の少女たち (ハイリスクの子どもたち) に対する人身取引防止のための活動と、3) アドボカシー活動である。

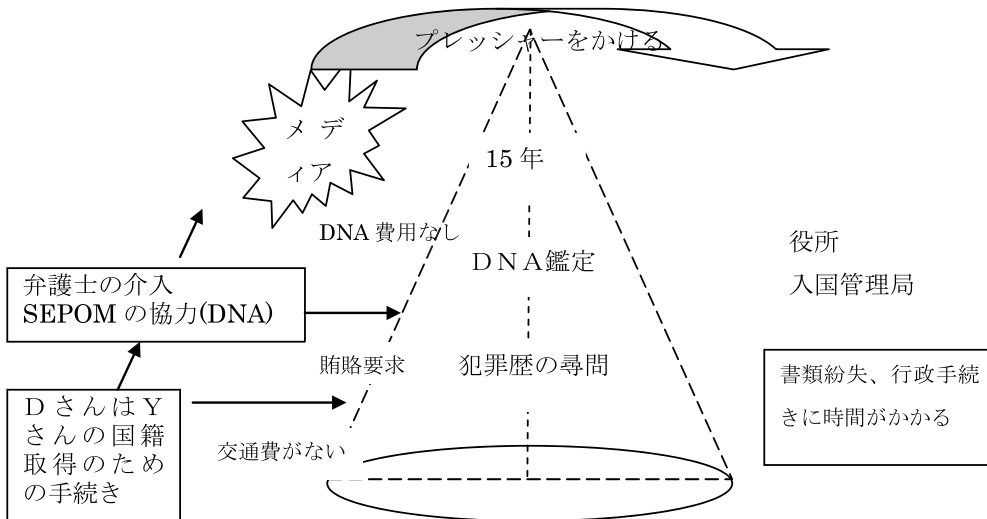
インターアクションプログラムは、SSのメンバー間でお互いが抱えていることを自由に話す、互いをよく知り合うという目的で、メンバー間の相互交流、相互理解だけでなく、活動への主体性の形成に

図4 関与者の多層性



出所) 齋藤百合子

図5 Yさんのタイ国籍取得事例——なぜ15年の時間を要したのか



出所) SEPOM [2004] より齋藤百合子作成

役立つ [SS annual report 2004:8]。

思春期の少女たち（ハイリスクの子どもたち）への人身取引防止のための活動では、大都市や外国にあこがれる年齢の思春期の少女たちに人身取引や女性に対する暴力の実態、また実際にブローカーに誘われてしまったときの対処方法を、ゲーム等で伝えたり、トレーニングをしたりしている。そしてこの問題を理解した思春期の少女たちは、こうした情報を高校などで話している。SSメンバーが外部者となり、人身取引のリスクの高い少女たちに対する能力付与となり、少女たちの態度に他者に伝えようとする行動の変容を見ることができる [SS annual report 2004:3-5]。

また、第2回人身取引サバイバー会議（初年度は

2007年開催）では、10歳から85歳の人身取引サバイバーが参加し、地域連合の設立、国内人身取引の告発などが話され、メディア、政府関係者などからも高い関心と今後の協力を受けた。このことは、サバイバーは孤立しておらず、国内の関係機関との関係が深まったことを確認した、とホームページでの第2回人身取引サバイバー会議を報告している²⁰⁾。

4. エンパワーメントを可能とする支援的政策環境の社会的条件

SEPOMとSSの活動内容の分析から、分析の基となるエンパワーメントを達成するため構成要素は基本

的に佐藤の分析に依拠し、①当事者の気づきと主体性形成、②能力開発、③関係性の変化・支援的環境整備とした〔佐藤 2005:9〕。

(1) 個人とその家族（ミクロ）レベルと当事者組織の活動

SEPOMとSSどちらも、当事者の精神的な部分である心のケアに重きをおいたプログラムを置いているが、それらは全体からみれば大きな比重を占めていない。それより、メンバーそれぞれが他のプログラムのメンバーと一緒に活動を進める中で、コミュニケーションや信頼関係の醸成や小さな達成感を重ねることが重視され、それらが主体性形成を促す結果となっている。

また当事者組織のそれぞれの能力開発のプログラムは、当事者を対象としながら、当事者を通じて対象者にも普及が可能であり、それによって関係性が変化したり、融資を受けて研修で得た職業技術を実践に移すことが可能となっている。

SEPOMの場合③のミクロ（個人・家族）の関係性の変化は、妻が夫の知らないところでいろいろな人たちと話をすることを快く思わない夫もいたそうだが、2009年のILOプロジェクトが終わった時点での振り返りでは「家族の協力をだんだん得やすくなった」〔SEPOM 2009:7〕とのコメントが記されるようになった。

(2) 中間組織、学校、地域社会、地方行政などメゾレベル

SEPOMもSSも活動が軌道にのり、知名度が上がってくるようになると福祉事務所、職業訓練所などさまざまな地方行政機関とも関係をとれるようになり、お互いが互いの文化を学びながら関係性を変化させていく。しかし、SEPOMのDさんの子どもYさんの国籍取得の際の地方公務員のように、日本から帰国した女性には賄賂を要求するなどの態度の変容が望まれる部分でもある。地域社会の「お金があるときはちやほやし、貧しくなると差別と偏見が向きだしになる」ような拝金主義の再考や是正に関するアプローチはこれからである。SSでは、外の世界に対するあこがれが強くなる思春期の頃にゲームやスピーチコンテストなどで高校生に向けたお話会ができていたが、SEPOMでは中等教育、高等教育課程の子どもたちに対するアプローチは消極的である。

(3) マクロの影響

SEPOMもSSも当事者中心の組織としながらも、

組織の経営、資金、相互交流の面では前述のGAATWやILOのように国際NGOや国際機関の支援が部分的に行われ、当事者組織のスタッフのキャパシティビルディング形成に貢献している。

SEPOMとSSの活動分析から、元人身取引被害者の帰国後の支援にはエンパワーメントを可能とする支援的政策環境の社会的条件を示す次の4要因をあげることができよう。①被害当事者が自己が持っている能力に気づき、自己尊厳を取り戻すReflection、②非当事者は当事者の尊厳を尊重するRespect、③融資や職業支援での能力を開発促進し、生活再建を果たすRebuild lives（非当事者は生活再建を支援する）、④行政や地域社会の人々と関係性を変化することにより持続発展可能な生活を築く（非当事者は関係性の変化を受容し支援的環境整備をする）Reform relationshipである。

本稿で残った課題は、当事者組織が活動する国と人身取引被害が発生した国の政府の人身取引に対する政策との関係である。政策は、当事者組織のエンパワーメントを人身取引の防止に活用することを視野にいれているのか、また当事者組織は政策を意識したアドボカシー活動をしているのかどうかは、今後検討すべき課題である。

<注>

- 1) 外務省訳による。外務省ホームページ。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_1.html
2009年10月27日アクセス。採択された会議開催地域パレルモにちなんでパレルモ議定書と呼ばれることもある。
- 2) 国際移住機関（IOM）は、partnership（パートナーシップ）を含んで4Pとしている。警察庁コンタクトポイント会議による国際移住機関による発表資料より。2009年7月28日東京で開催。
- 3) 国際協力（JICA）の田中は、Policy（政策）を含んで4Pとしている〔田中 2008:25〕
- 4) このIOM調査は1997年7月から1998年1月まで、メコンスタディセンター（以下、MSC）の協力により、日本からチェンライ県とパヤオ県に帰国した女性たちを対象にしたものだった。同IOM調査の報告書を共著したCaouetteとは、1995年に、当時のアジアウォッチ（現ヒューマン・ライツ・ウォッチ、本部ニューヨーク）による日本におけ

るタイ人女性の人身取引に関する調査を共に実施した経験から、日本で人身取引被害に遭った後の、特に帰国後の現況と課題を探る目的で調査を企画した。

このIOM調査はチェンライ県とパヤオ県それぞれの地域で女性や子どもの支援活動を実践していた二人のリサーチャーと共に54人の日本から帰国した女性たちの聞き取り調査を実施した。被調査者とリサーチャー（日本人とタイ人）の信頼関係が構築された上で実施された深いインタビューは、数名の被調査者にこれまでの経験をふりかえる機会を提供し、その後SEPOM設立の準備という行為につながった国際移住機関（IOM）による同調査報告書は“To Japan and Back Thai women recount their experiences in Japan”というタイトルで1999年にジュネーブ本部で出版された。

- 5) 「In search of IDENTITY The social and gender dimensions of the impact of Nepalese citizenship policies on lives of women」
- 6) Caouette & Saito らによるIOM調査 [IOM 1999] (対象者54人)、Human Rights Watchの調査による日本およびタイ（バンコク、タイ中部、タイ北部）に住む59人の調査 [HRW 2000]、如田・青山によるタイ北部のチェンライ県内の7郡に住む254人の量的調査（以下、SEPOM調査）[如田&青山 2007]である。これら3つの先行調査研究は、調査対象者が北部に偏っている、また調査時の被調査者が生まれた年代が1960年代から1970年代の傾向があり、1980年代以降の若い世代の被調査者が少ない、また相互の調査の被調査者が若干名であるが重複している、などのバイアスが認められるが、被調査者らの家族の窮状を救うため、子どもの養育のため、新たな未来を築くため、夫など親密な関係にある人間関係の破綻から逃れるためなどさまざまな動機で、日本で一定期間働いて経済的な力を蓄えてから帰国し、生活をよりよくすることをほぼ全員が目指していた。
- 7) 近年、人身売買を明確な女性に対する暴力であると位置づけてその施策を探る国連女性差別撤廃委員会（以下、CEDAW）のレポートにおいても、「被害者」とされる人々の特徴のひとつとして「女性と子どもたちは非力な被害者として一様にとらえられ取り扱われるべきではない。彼女たちは搾

取されているほか貧しい人々の象徴でもある。その中のある人々は家族を支えるため、もしくは生き延びるために危険を引き受けながらももっとも良いと思われる選択をしたのである」と人身売買被害にあった女性と子供のエージェンシー性を指摘している [CEDAW 2005]。ただし家族という親密な関係にある他者のための福祉向上の願いは、「ケアの倫理」に対するフェミニズムからの問題提起に通じる可能性があるため慎重に使用する必要がある。ケアという営みは周縁化されてきた女性をさらに悪化させるのではないか、家父長的なジェンダー秩序を肯定するものではないか、女性性と母性の同一視を強要するものではないか、という点である [岡野 2005:81]。

- 8) ただし、帰国した当事者が感じる疎外感は決して経済力の有無だけではない。日本で受けた心身の暴力の記憶や嫌な仕事をがまんしてきた抑圧が頭をもたげ「自分の経験は誰にもわかってもらえない」と感じて引きこもったり、不安定な気持ちを払拭するために飲酒や煙草、ギャンブルなど刹那的な享楽を求めることもある。家族のよりよい生活を望み、日本での移住労働によって果たそうとエージェンシーたらんとしていた高い志は、経済的および社会的、精神的要因によって、帰国後に挫折感、自己否定、自己尊厳の低下と内面的な社会的排除も引き起こす。
- 9) たとえば1974年9月1日付の朝日新聞は「バンコク→香港→東京 人身売買ルート タイ人女性百人が犠牲」との見出しで、「タイの踊りをするとと言われてきたのにトルコ風呂●x●で働かされた」との複数のタイ人女性らの訴えによって、タイ、韓国、香港、日本の関係者が絡む人身売買ルートの背景があり、それまでに約100人の女性がタイから日本に人身売買されていたと報じている。
- 10) フィリピン人やタイ人の人身取引の萌芽期であるが、人身取引の萌芽期ではない。20世紀に入ってから、1970年代初頭まで、新聞では日本人女性の人身売買が報じられているし、1970年代、1980年代にタイ人女性が人身取引で搾取されていた店の中間管理職である「ママ」や「チイママ」には台湾人女性や韓国人も少なくなかったが、中国や台湾、韓国など東アジア地域からの女性の移住労働や人身取引についての経緯は70年代より遡ると推

察される。

- 11) 矯風会は1980年5月の全国大会にて、国籍を問わず緊急保護を求める女性と母子の保護事業「駆け込みセンター」設立を決議した（「女性の家HELP二〇年の歩み」より）。
- 12) その中の1369人、55%はタイ人、次がフィリピン人で334人、13.4%。
- 13) 次いでフィリピン人が6人（3.3%）、コロンビア人が4人（2.2%）と続く。
- 14) 表3の事件にはそれぞれ被告であるタイ人女性らを支援するグループが発生し、事件の背景にある人身売買の問題を社会に訴えた。また外国人が被告となる刑事裁判の時の法廷通訳、拘置所での外国人への処遇や交信の規制、刑事手続きについての課題が、これらの支援グループによって提示された。
- 15) SEPOMの職業支援のための職業見学は、経済的利益を追求するだけでなく、社会的に意義がある事業を3年間で6カ所視察旅行に出かけた。①2002年タイ中部ナコンサワン県の「サーリアソークコミュニティ」の有機農業を推進しながら社会のリーダー養成を目指しているという新興宗教サンティアソークの農場、②2002年東部ラヨン県にある「健康の家」で、環境に優しい植物を栽培し、飲料、薬用、農業に活用し、加工品を販売している。収益を社会還元している。③2003年隣県チェンマイにある王室の水利施設を整備して農業を可能にしたホエホンクライ農業開発センター、④チェンマイ県の有機農業グループ、⑤HIV感染者の職業支援プロジェクト。⑥ホワリン寺プロジェクト（チェンマイ県）はHIV感染者女性と村人が縫製工場を運営し、日本向けの作務衣などを製作している職業訓練団体である [SEPOM

2004:14-16]。

- 16) SEPOM調査メンバーが「セックスワーカーがHIVをもたらす」と誤った見方をされて傷ついていた女性に出会い、同基金を設けた。セックスワークをしていた女性たちは感染リスクが高いため、予防を怠らない。感染もしくはすでに死亡していた女性たちは、いずれも帰国後に夫から感染されていた。SEPOMの活動内容は、感染した女性や子どもの経済的支援（融資）、死に向き合った人への励ましで、3年間に5人を支援した [SEPOM 2004:13-143]。
- 17) 一時宿泊サービス（緊急支援）
緊急支援が必要な女性を一時的に支援すること、家庭内の問題などのため一時的に（緊急でなくても）宿泊施設を提供できる。3年間に、HIV感染者の一時生活支援、夫とのトラブル、精神的に危機的状態にある女性などが利用した。緊急支援用のシェルター機能（滞在時規則、スタッフ等）の準備はなかったため、滞在者が非常識な態度をとるとスタッフはストレスをため込んでいたため、後日、滞在の規則を作成した。
- 18) SEPOMは、3年間でチェンライ県内4郡に、合計174名のTNJを把握している。TJCの活動目的は①家族、学校、地域との連携でTJCが抱える問題の解決を計る、②日本人の父との連絡（養育義務について）、③奨学金授与、④日本語教室、⑤クリスマスカードやお菓子づくりなど工作や調理作業の2点である。TJCが抱える問題は、精神的な要因と相まってタイの気候に慣れずにアレルギー、ぜんそく、皮膚病などの健康疾患、父親からの送金がほとんどない母子家庭で経済困窮問題が発生している。この状態を改善するために母親が他の地に国内移住労働することが多く、子ども

表3 1990年代に発生したタイ人女性が関与した殺人事件

下館事件	茂原事件	新小岩事件	桑名事件
茨城、1991	千葉、1992	東京、1992	三重、1994
3人のタイ人女性が管理者タイ人女性のスナックの「ママ」を殺害	5人のタイ人女性が女性たちを管理していた台湾人「ママ」を殺害	5人のタイ女性を管理していたシンガポール人「ママ」を殺害	タイ女性が強姦と監禁の末、客の日本人男性を殺害
350万円の「借金」、強制売春、強制労働	380万円の「借金」、強制売春、強制労働	350万円から400万円に「借金」引き揚げた	殺害された男性はスナックで働く外国人女性の強姦、強盗を繰り返していた

出所) 諸資料²¹⁾ により齋藤百合子が作成

は親戚や祖父母に預けられ、父親からも母親からも愛情を不足していると感じる子どもは少なくない。経済的に貧窮している家庭では、子どもを預かる親類や祖父母がSEPOMスタッフに生活費を要求することもあると言う。[SEPOM 2004:17-19]

- 19) “SELF HELP GROUP pua ma eying chianghai” (チェンライ女性のセルフ・ヘルプ・グループ) 2009 Self Empowerment Program of Migrant Women
- 20) Shakti Samuha ホームページ2009年10月31日アクセス
http://www.shaktisamuha.org.np/events_past_detail.php?p_id=10
- 21) 下館事件は『買春社会日本へ、タイ人女性からの手紙』(1995 下館事件タイ三女性を支える会＝編、明石書店)を参考とし、茂原事件、新小岩事件、桑名事件はそれぞれ以下の資料を参考とした。『レポート茂原事件』(hand-in-hand ちば)、『新小岩事件 裁かれるべきはタイの女性たちではない』(1995 新小岩事件を考える会)、『桑名事件』(1995)。

<参考文献>

Alliance Against Trafficking in Women and Children in Nepal (AATWIN) 2007 “In Search of identity: The Social and Gender Dimensions of the Impact of Nepalese Citizenship Policies on lives of Women” Alliance Against Trafficking in Women and Children in Nepal (AATWIN), Kathmandu

CEDAW “Violence against and Trafficking in Women as Symptoms of Discrimination” 2005
<http://www.unescap.org/esid/Gad/Publication/DiscussionPapers/17/CEDAW%20discussion%20paper%20no.%2017%20-%20revised%2023%20March%202006.pdf>

GAATW 2007 “Collateral Damage The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World” Global Alliance Against Trafficking in Women, Bangkok

Huckerby Jayne 2007 “United States of America” COLLATERAL DAMAGE The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World, Global Alliance Against Trafficking in Women (GAATW), Bangkok

Human Rights Watch/Asia (HRW) 1995 “Rape for profit Trafficking of Nepali Girls and Women to India’s brothels” Human Rights Watch, New York

Human Rights Watch (HRW) 2000 “Owed Justice Thai women trafficked into debt bondage in Japan” Human Rights Watch, New York

稲葉奈々子 2005 「人身売買で来日する女性に向けられるまなざし」『日本における人身売買被害に関する調査研究報告書』 JNATIP (人身売買禁止ネットワーク) / F-GENS (お茶の水女子大学21世紀COEプログラム)

女性の人権カマラード 1998 『タイからのたより：スナック「ママ」殺害事件のその後』 現代書館

女性の家サーラー 2002 「女性の家サーラー 10年のあゆみ 外国籍女性への暴力の実態」 女性の家サーラー

JNATIP (人身売買禁止ネットワーク) / F-GENS (お茶の水女子大学21世紀COEプログラム) 2005 『日本における人身売買被害に関する調査研究報告書』 JNATIP (人身売買禁止ネットワーク) / F-GENS (お茶の水女子大学21世紀COEプログラム)

国際移住機関 (IOM) 2008 「日本における人身取引対策：最近の傾向」 第5回人身取引事犯に係わるコンタクト・ポイント連絡会議発表資料 2008年12月16日開催

国際移住機関 (IOM) 2009 「人身取引被害者支援のためのIOMハンドブック」 移住機関 (IOM) 日本語版 東京

国立女性教育会館 2007 『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から』 (課題番号17310155) 平成17年度～平成18年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) 研究成果報告書

近藤敦 2007 「人身取引規制法の現段階」『講座・人間の安全保障と国際組織犯罪 (第3巻) 人現の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』 大久保史郎編 日本評論社

倉橋正直 2000 『北のからゆきさん』 共栄書房

La Strada “La Strada European Network Against Trafficking in Women”
http://www.lastradainternational.org/documents/Facts_Practices.pdf

牧英正 1976 『人身売買』 岩波新書

森崎和枝 1976 『からゆきさん』 朝日新聞社

日本キリスト教婦人矯風会 1996 「アジアの女性によって日本の問題が見えてきた—女性の家HELP10年のあゆみ—」 日本キリスト教婦人矯風会

日本キリスト教婦人矯風会 2006 「希望の光をいつもかけて 女性の家HELP20年」 日本キリスト教婦人矯風会

如田真理・青山薫 2007 「タイ王国チェンライ県7郡における帰国女性第一次調査」『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から』 (課題番号17310155) 平成17年度～平成18年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) 研究成果報告書

岡村美穂子・小笠原美喜 2005 「日本における人身取引対策の現状と課題」 国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 485

岡野八代 『繕いのフェミニズム』「現代思想」2005年9月号 青土社 2005年

Piper, Nicola 2005 “A Problem by a Different Names? A Review of Research on Trafficking in South-East Asia and Oceania” Data and Research on human trafficking : A global Survery, IOM

Popova, Delianna “Trafficking in Women, Female Migration, and Identity”, Social Development Issues 28 (3) 2006 p70-86

齋藤百合子 2004 「タイ人女性の人身売買における構造的暴力克服としてのエンパワメント—日本から帰還した被害当事者の社会再統合の事例—」 日本福祉大学大学院国際社会開発研究科修士論文

齋藤百合子 2006 『人身売買とは誰か—日本政府の「人身売買」対策における被害者認知に関する課題』 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター 「アジア太平洋レビュー」第3号

佐藤寛 2005 「援助におけるエンパワメント概念の含意」『援助とエンパワメント 能力開発と社会環境変化の組み合わせ』 佐藤寛編 アジア経済研究所

SELF HELP GROUP pua ma eying chianghai” 2009 Self Empowerment Program of Migrant Women, Chiangrai (訳「チェンライ女性のセルフ・ヘルプ・グループ」) タイ語

宿谷京子 1998 『アジアから来た花嫁：迎える側の論理』 明石書店

セン, アマルティア 1999 『不平等の再検討 潜在能力と自由』 岩波書店

東海林路得子 2006 「人身売買被害者の定住化で何が起きたか—1996年から2006年まで」『希望の光をいつもかかかげて 女性の家HELP20年』 日本キリスト教婦人矯風会

Shakti Samuha
http://www.shaktisamuha.org.np/events_past_detail.php?p_id=10

タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM) 2001 「エンパワメントをめざして移住女性問題解決のためのネットワーク作り」 ワークショップ報告書 タイ-日移住女性ネットワーク

タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM) 2004 「SEPOM 3年をふりかえる 2004年6月9～10日会議報告書」 タイ-日移住女性ネットワーク

田中由美子 2008 「メコン川流域地域 (GMS) における人身取引」 DV根絶国際フォーラム第10回全国シェルターシンポジウム2007 分科会 「人身売買被害者支援に向けて」 報告書 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)

Tyldum, Guri & Brunovskis, Anette 2005 “Describing the Unobserved : Methodological Challenges in Empirical

Studies on Human Trafficking” Data and Research on human trafficking: A global Survery, IOM

U.S. Department of States “2006 Trafficking in persons report” <http://www.state.gov/g/tip/rls/rm/67521.htm>

米田眞澄 『人身売買禁止議定書と国連人権高等弁務官による指針』「人身売買をなくすために 受入大国日本の課題」 JNATIP編 明石書店 2004年

(さいとう・ゆりこ 恵泉女学園大学助教)